

＝尼崎市職員労働組合との交渉記録＝

# 論 矣

平成 17 年度第 12 号  
通 算 第 428 号  
平成 18 年 1 月 18 日

尼崎市役所総務局  
職員部給与課

## —特殊勤務手当の見直しについて—

平成 18 年 1 月 13 日（金）午前 11 時 30 分から午後 12 時 30 分まで、中央公民館視聴覚室において、特殊勤務手当の見直しについて交渉を行った。

### ◎今回の交渉の主な目的

平成 17 年 4 月に兵庫県より「給与条例主義の徹底について」として勧告が出されたことに伴う特殊勤務手当の条例化にあたり、特殊勤務手当の支給内容そのものの見直しについても行うこととして、概括的な提案を行っていた。（詳細は論点第 418 号参照）

具体的な見直しにあたっては、国の特殊勤務手当の支給に準拠することを基本とするなかで、その支給根拠や支給の性質、並びに他都市の支給状況等を勘案しながら、全ての手当について再点検を行った。それと同時に、当局による組合への説明会や、賃金小委員会及び各支部での協議等を通じて、見直し案を策定したことから、今回の交渉において正式に改正案を提案するものである。

### ◎組合への提案

特殊勤務手当の見直しについて（メモ）

[別紙](#)のとおり

<提案内容による>

	見直し前	見直し後	増減理由等
廃止するもの	14種	0	特殊勤務手当本来の趣旨になじまない・既に業務がない等の理由により廃止されるもの ・美化事業部の勤務など14種
額・支給内容を見直すもの	20種	9種	他都市等との均衡等を考慮し、支給額や支給要件を見直すもの又は統合するもの ・滞納整理に関する手当の整理など20種
選挙業務に係る手当	1種	1種	別途条例化するもの
計	35種	10種	△25種

## ◎具体的な交渉内容

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>年末年始特勤が廃止されることとなっているが、この手当は他都市や民間企業でも大抵措置されているものである。年末年始という時期に勤務を要するというのに、十分な特殊性があるではないか。</p>	<p>年末年始に勤務を要する特殊性は、労働基準法に基づく休日給で対応されているものである。「危険・不快・困難・不健康」とされる業務に対して支給すべき特殊勤務手当で措置するものではないと考えている。</p>
<p>年末年始特勤は、過去に支給していた繁忙手当からの経緯経過がある。代休制度も廃止したばかりというのに、支給自体廃止となると、現場は動かなくなる。</p>	<p>年末年始特勤は、国においても措置されておらず、また特殊勤務手当の性質を考慮すると存続が認められるものではない。</p>
<p>見直しの考え方のひとつに、国家公務員に設けられていない手当で、尼崎市にある手当は、国準拠の考え方から見直しの対象とすることとしているが、逆に、高所作業にかかる手当や、毒物の取扱にかかる手当など、国家公務員にあつて尼崎市にない特殊勤務手当もある。このような手当も新設できたではないか。</p>	<p>このたびの提案は、特殊勤務手当の条例化にあたり、現行の支給状況をベースとした見直しを提案したものである。</p> <p>また、新設についても、特殊勤務手当の趣旨に照らし、検討したものである。</p>

<p>見直し案どおりで試算すると、単年度でどれだけの影響額となるのか。</p> <p>また、一人あたりに与える年収の影響はどれぐらいになるのか。</p>	<p>選挙にかかる特勤を除くと、約 6,800 万円の減となる。（見直し前：約 1 億 4,500 万円 ⇒ 見直し後：約 7,700 万円）</p> <p>また、一人あたりの影響額は、今回の見直しで最も影響があると思われる美化環境局の現業職では、平均約 2～3%の減、影響の多い職場では約 5%の減となる。</p>
<p>公務員給与水準の適正化という、世の中の動きについては、組合としても理解しており、例えば出勤奨励的な性質の特勤の廃止等についてはやむを得ないものと認識しているが、それにしても 5%の年収ダウンという現実には厳しいのではないかと懸念される。少なくとも、現在行っている給与削減措置を廃止してからすべき議論ではないのか。</p>	<p>給与削減措置に取り組んでいる趣旨と、特殊勤務手当の見直しの趣旨は全く異なるものである。</p> <p>特殊勤務手当の見直しは、このたびの条例化に際して、現行の全ての支給根拠等について再点検し、時代の変遷に伴い市民の理解が得られなくなった部分について、廃止や支給額の改定を行うことが目的である。</p>

#### 課題解決への方向性

交渉の最後に、見直し案に対する各支部から意見表明がなされた。（代表的なものは以下のとおり。）

- ・ 国においては個別の給料表が設定されている税務関連の職そのものに特殊性があるのではないかと。（市民財政支部）
- ・ 地方交付税の算定対象となっているケースワーカーの特勤を廃止する理屈はない。（民生支部）
- ・ 作業長手当の見直しは、職責の整理と併せて行うべきではないかと。現行の提案内容では仕事の中身が不明確である。（環境事業支部）

このような課題に対して当局は、再度、原局と支部での話し合いのなかで整理すべきものは整理した上で、妥結に向け、引き続き協議を重ねていきたいとした。

以上  
（給与課）

## 特殊勤務手当の見直しについて（メモ）

### 1 見直しの背景

特殊勤務手当については、これまでも経営再建プログラムの取組項目に位置付け、本来の支給要件である「危険、不快、不健康、困難」といった要素を確認し、国や他都市、民間における支給の実態を勘案する中で見直しを行ってきたところである。

そのような中で、本市の特殊勤務手当については、条例に支給対象となる基本要件や額の上限を規定し、具体的な種類や額については規則に委任していることから、給与条例主義の観点から、本年4月に県より条例化についての是正勧告を受け、本年度中の条例化が課題となっている。

これらのことから、特殊勤務手当の条例化にあたって、すべての手当の支給根拠等について精査し、本来の特殊勤務手当の支給要件に該当せず、市民に理解を得られない手当や支給額について見直しを行うことが必要となっている。

（参考）本市における特殊勤務手当の現状

市長部局の特殊勤務手当 34 種類（特殊勤務手当支給に関する規則）＋選挙特勤 1 種類（他任命権者：教育 2 種・消防 8 種）

予算決算の状況について

（単位：円）

会計別		⑩当初予算	⑩決算額	⑪予算額
一般会計		226,535,000	196,939,530	212,760,000
内訳	教育	11,768,000	9,163,760	8,760,000
	消防	29,920,000	26,594,210	30,478,000
	その他	184,847,000	161,181,560	173,522,000
特別会計		685,000	582,800	634,000
総計		227,220,000	197,521,530	213,394,000

## 2 見直しの考え方

国における制度に準拠することを基本として、他都市の状況等を勘案しながら、全ての手当について、点検・見直しを行う。具体的な考え方は次のとおり。

- 1 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当について、国に類似の特殊勤務手当がないことをもって直ちに当該手当が妥当でないとは言えないが、業務の特殊性が認められるかどうか、業務の特殊性が時代の変化と共に失われていないかどうかの観点を含めて必要性及び妥当性を改めて検証し、廃止もしくは額や支給要件などの見直しを行う。  
(市税の賦課調査、社会福祉主事業務、ごみ収集運搬等、18 項目)
- 2 特殊勤務手当を支給している業務のうち、調整手当、時間外勤務手当といった他の手当等や給料で措置されている手当については、重複の観点から再点検し、廃止を含めた見直しを行う。  
(浄化センター等勤務、美化事業部勤務、年末年始手当等、4 項目)
- 3 月額で支給されている特殊勤務手当について、本来、業務に従事した場合に支給されるべきものであることから、その支給方法の妥当性等について検討・見直しを行う。  
(作業長手当、あこや学園勤務、みのり園勤務、まつば園勤務の 3 項目)
- 4 著しく特殊な業務であり、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないものについては、額や支給要件を見直した上で、特殊勤務手当を支給する。  
(医師手当、選挙業務に対する手当の 2 項目)
- 5 該当する業務が、現在行われていないものについては廃止する。  
(火葬業務、たじかの園勤務、長安寮勤務の 3 項目)

この考え方に沿って見直しを行った結果、次のとおりとなる。

	見直し前	見直し後	増減理由等
①廃止するもの	14	—	△14（業務なし△3、該当せず△11）
②額・支給内容を見直しするもの	20	9	△11（統合整理による）
③選挙業務に係る手当	1	1	—
計	35	10	△25（廃止△14、統廃合△11）

また、支給額を見直すものについては、基本的に次のとおりの考え方とする。

(1) 近隣都市及び類似都市における同種の手当の平均額を基本とする。

（見直し前 20 項目→統合整理後 9 項目）

※近隣都市：阪神 7 市（西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田）

類似都市：14 市（宇都宮、市川、船橋、松戸、八王子、相模原、新潟、金沢、堺、  
（西宮）、岡山、松山、大分、鹿児島）

(2) その他、特殊な業務に対する手当であり、単純に他団体に準じることができない項目の額については、別途検討する。

（医師手当、選挙業務手当の 2 項目）

なお、個々の見直し案については別添「特殊勤務手当の見直し案」のとおり

3 実施時期 平成 18 年 4 月 1 日

4 諾否期限 平成 18 年 1 月 25 日（水）午前 9 時までにされたい。

以 上  
（給与課）

※ 特殊勤務手当見直し後(案) 1/13

番号	名称	内容	要件	単位	単価 (円)
1	滞納整理業務手当	市税・国民健康保険料・保育料・介護保険料・下水道事業受益者負担金・下水道使用料・土地区画整理法の規定に基づく精算金又は市営住宅等の家賃の滞納整理のための出張を伴う業務に従事したとき	困難	日	290
2	死体処理業務手当	死体の収容・確認等の作業に従事したとき	不快	件	2,810
3	犬猫等処理業務手当	①犬、猫等の動物の捕獲、引取り、収容又は処理の業務に従事したとき ②犬猫等の死体収集・運搬業務に従事したとき	不快	日	①490 ②1,080
4	下水道業務手当	①下水管の清掃、補修や下水道施設内において、著しい臭気を伴う、又は汚水に接触する作業に従事したとき ②水路の清掃(浮きごみ処理を除く)若しくは補修工事又は公共下水道区域外の下水管の清掃若しくは敷設作業のため著しい臭気を伴う、又は汚水に接触する作業に従事したとき	不快 不健康	日	①730 ②400
5	清掃業務手当	①ごみの収集及び運搬の業務に従事したとき ②ごみの収集及び運搬を除く清掃業務のうち、著しい臭気や粉塵を伴う場所等での作業に従事したとき(焼却炉内等特に粉塵の多い場所+250) ③公衆便所の清掃業務に従事したとき	危険 不快 不健康	日	720 (②焼却炉内等+250)
6	夜間特殊業務手当	次に定める業務のうち、正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)を含んで行われるものに従事したとき ①北部浄化センター又は中継ポンプ場における機械運転業務 ②美化事業部における焼却炉による廃棄物の処理業務	不健康	回	1,320  (ただし、深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合は半額とする。)
7	理学療法等業務手当	理学療法士、作業療法士、マッサージ師の業務に従事した場合に支給する。	困難	日	200
8	災害応急作業手当	暴風雨、豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、防災指令又は水防指令が発令された場合において、専ら屋外で警報伝達、被害状況調査等の防災作業又は水防作業に従事した場合に支給する。(降雨時に限る)	危険	日	1,000
9	医師手当	医師または歯科医師の業務に従事したとき	その他 (困難)	月	局長級 138,700 部長級 133,100 課長級 126,600 補佐級 123,900 係長級 121,200
別 条 例	選挙の投票又は開票に関する業務	選挙事務(投票・開票)に従事した場合に支給する。	その他	時間	1時間あたり1825.03円 ×1.1×超勤の割増率 (※現行水準どおり)